

第1章

第2次基本方針の策定にあたって

1. 基本方針の位置付けと目的

船橋市文化振興基本方針（以下、「第1次基本方針」という。）は、船橋市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）、船橋市教育大綱及び教育関連計画を推進していくための個別計画の一つとして位置付け、今後の船橋市における文化振興の進むべき方向を示すことを目的として平成29年3月に策定しました。

第1次基本方針では、「伝統文化」「生活文化」「芸術文化」、そしてその礎となる地域の自然・歴史に関わるものを総称して広く「文化」と捉え、文化の担い手が一体となって、「市民が『ふるさと船橋』へ愛着を抱いている状態」を実現するため、方針の期間である5年にわたり取組を進めてきました。その中で、第1次基本方針全体の成果を図るための総合指標を、「船橋市を『文化が盛んなまち』だと思ふ市民の割合」とし、平成27年度の28.8%から平成33年度には60%まで引き上げることを目指してきました。

今回の第2次船橋市文化振興基本方針（以下、「第2次基本方針」という。）策定にあたっては、第1次方針期間の取組とその成果を踏まえながら、市民アンケートや文化団体との意見交換会などを通じて、総合指標の達成度と本市の文化及び文化施策の現状や課題に関する経年変化を把握しています。

また、文化芸術基本法の改正や文化芸術推進基本計画といった国の文化関連施策や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）やCOVID-19（以下、「新型コロナウイルス」という。）といった社会的な動きを踏まえつつ、船橋市において今後の文化施策を推進していくために必要な事項をまとめ、基本方針を示しています。

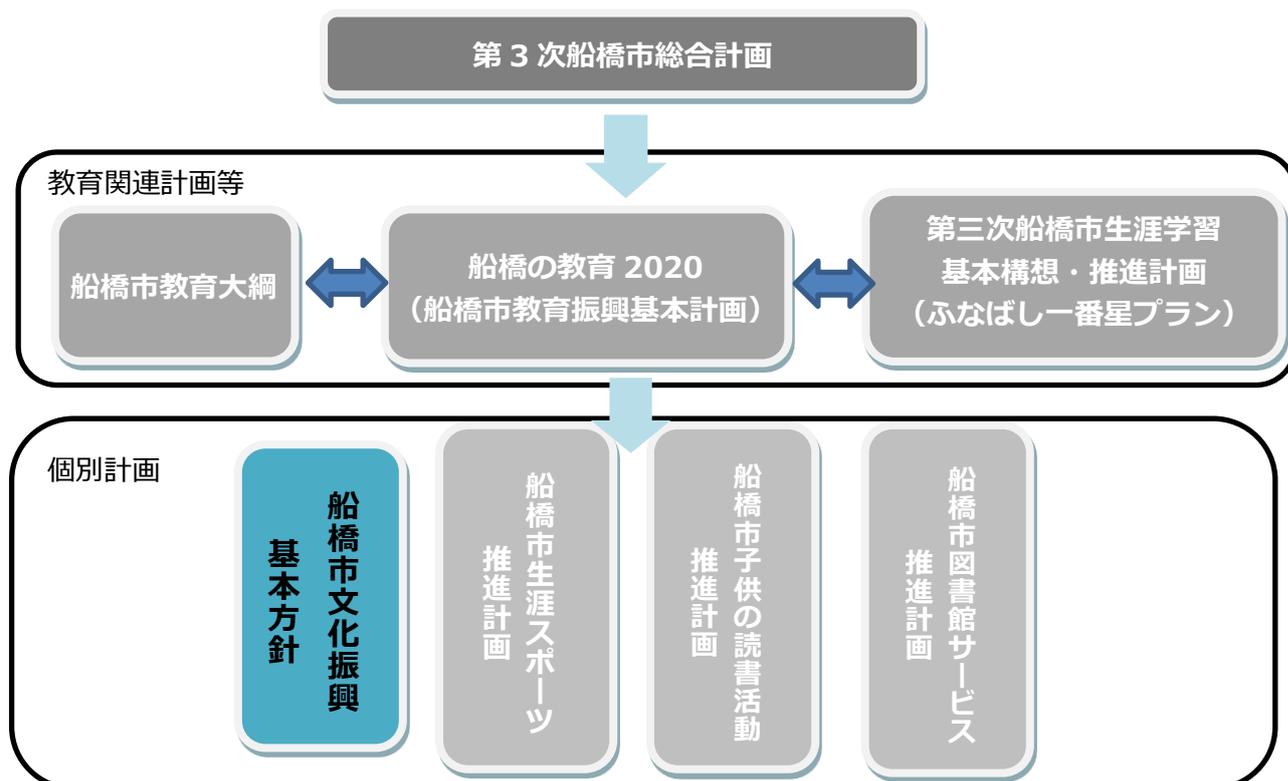


図-1 【基本方針の位置付け】

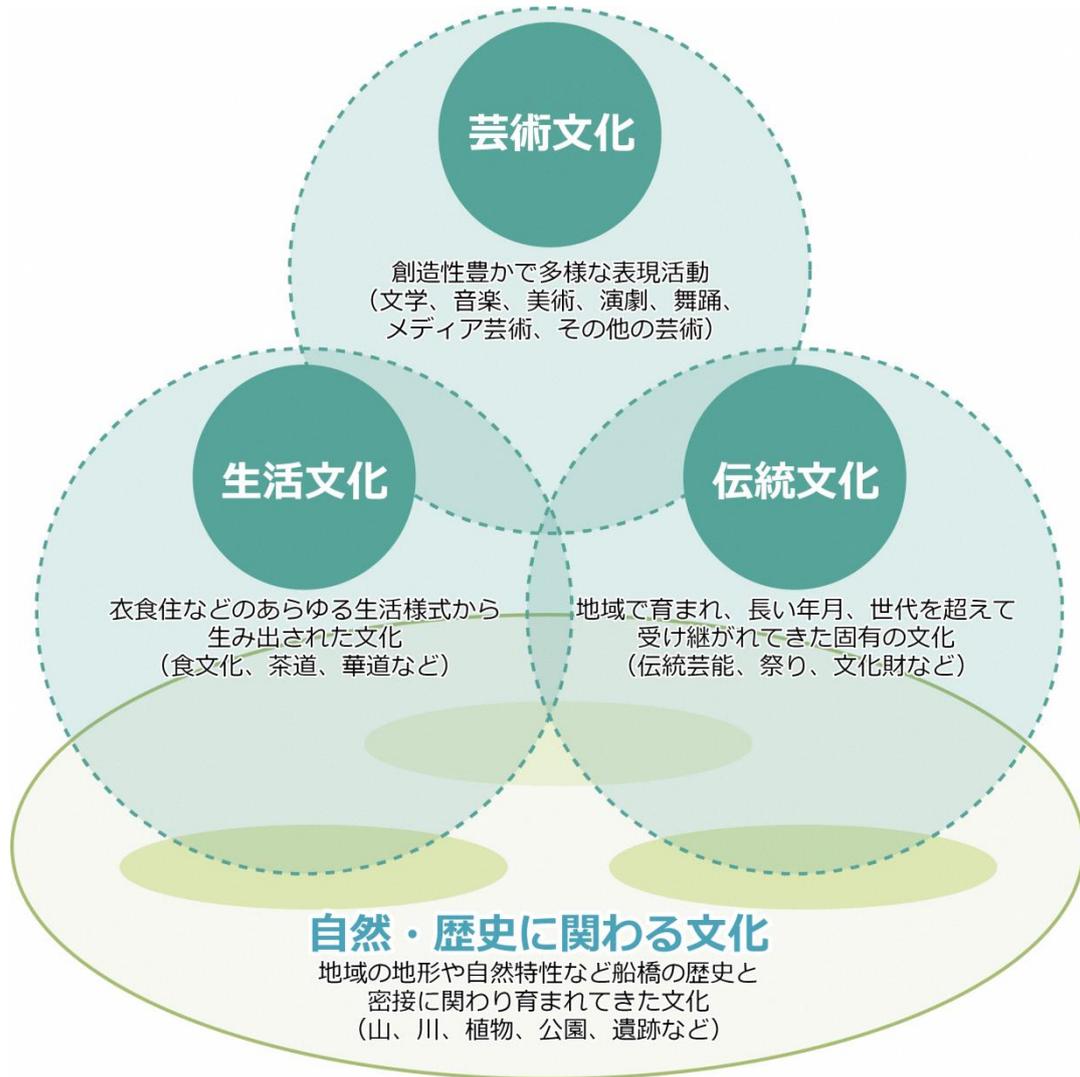


図-2 【船橋市の文化を捉えるためのイメージ】

2. 第1次基本方針期間の取組と成果

第1次基本方針の策定時において、社会的な動きや本市の地域的な特徴・文化資源の把握のほか、市民アンケート等の結果を踏まえ、本市が取り組むべき事項を課題として整理しました。

これら課題の解決を目指すための施策展開の方向性として、第1次基本方針では「気づき始まる」「学び楽しむ」「育みつなげる」「活かし伝える」の4つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に関連する事業に取り組んできました。

課題	内容	基本目標	主な関連事業
1	市民が文化に触れるきっかけづくり	気づき始まる	文化ホール主催公演事業 茶華道センター主催文化教室事業 バーチャル美術館開設【新規】 文化情報紙発行【新規】
2	市民の鑑賞・活動につなげる情報発信		
3	公共交通網が発達し、利便性が高い地域であることを踏まえた施策展開	学び楽しむ	ふなばしミュージックストリート 所蔵作品展や博物館における学校連携事業
4	教育やまちづくりなど、他の取組と連携した文化施策を推進する基盤づくり		
5	将来を担う子供たちが心豊かに成長するための取組	育みつなげる	文化活動普及事業 学校における芸術鑑賞事業 音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭
6	子供から大人まで生涯にわたって地域で学ぶための取組		
7	各地域への愛着・親しみをもてる取組	活かし伝える	市所蔵作品活用事業 文化財普及事業 博物館等における展示事業 取掛西貝塚国史跡化【新規】
8	各地域の特徴を踏まえた文化資源の活用と人と文化資源をつなぐ取組		

図-3 【第1次基本方針策定時における課題と取組】

また、文化振興の推進には、市民をはじめとする文化の担い手の連携・協力が不可欠であることから、文化の担い手が一体となり基本方針を着実に推進し、実効性を高めるための推進体制として、平成29年10月に「船橋市文化振興推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会には、学識経験者、文化・芸術の専門家、市民、企業等の幅広い分野の委員が参画し、本市が取り組む文化関連事業に対して助言・提案等を行っています。

さらに、協議会の下部組織として文化施設が参画する「船橋市文化振興推進協議会専門部会」（以下「専門部会」という。）を置き、基本方針の推進に向けた具体的な取組として、2つの重点プロジェクトを推進しました。

重点プロジェクト1【芸術・歴史エリアプロジェクト】では、まず、古くから船橋の中心部として発展してきたという歴史的背景を持つ船橋駅周辺の市民文化ホール、市民文化創造館、市民ギャラリーといった文化施設を、有機的に結び付け一体的な事業を推進することを目指し、

芸術文化創造エリアを創出する取組を行いました。その成果として、平成31年4月にホール・博物館・ギャラリーなどで実施しているイベント情報等を集約したWEB版イベント情報紙「BUNBUN Funabashi.」の創刊があげられます。これまで施設ごとに個別に発信していた情報を、ジャンルに拘わらず集約するとともに、特集記事を掲載し、船橋の文化に興味を持ってもらえるような発信を行いました。

一方、ふなばしミュージックストリートや市所蔵作品展など一部の事業で、文化施設の連携が実現しましたが、船橋駅周辺と市内各地域を連携させ市域全体に事業効果を波及させるまでには至りませんでした。

重点プロジェクト2【ふなばし遺産プロジェクト】では、船橋の文化情報を収集・集約した文化情報サイトの開設はできなかったものの、船橋ゆかりの洋画家・椿貞雄の作品を中心とした市所蔵の美術品に関し、図書館や博物館が所蔵する資料とともにデジタルアーカイブ化を進めました。さらに、令和4年1月には自宅にいながら気軽に展覧会の雰囲気を楽しめるよう「船橋市バーチャル美術館」を開設するなど、本市の美術振興施策を発信するためのサイトを構築しました。また、令和2年に国登録有形文化財の玉川旅館が廃業したことに伴い、記録動画を制作し、市のホームページにて公開しています。

そのほか、約1万年前の縄文時代早期の貝塚と集落跡（ムラ）である取掛西貝塚の保存・活用のため、学術調査を行い、現地での見学会をはじめ、博物館と連携した講演会や講座の実施を通じて広く伝えることで、保存に向けた機運を高めてまいりました。その結果、令和3年10月に取掛西貝塚は国の史跡に指定されるなど、市民共有の財産である地域の文化財を後世に引き継ぐための取組を進めています。

これらの取組により、令和3年度に行ったアンケートで基本方針の総合指標を確認したところ、船橋市について「市民の文化活動や市の文化事業に対する取組が盛ん」といった文化的なまちのイメージを持つ市民の割合は約40%となりました。これは、第1次基本方針で掲げた目標の60%には届かなかったものの、平成27年度に比べ10ポイント以上増加しています。さらに、中高生アンケートでは約70%の生徒が船橋のまちに対し文化的なイメージを有していることがわかりました。中高生は、部活動や習い事など日常生活の中で文化・芸術に親しむ機会があることが、アンケート結果につながっていることと推察されます。

なお、総合指標が達成できなかったことの要因の一つとして、新型コロナウイルスの影響があげられます。コロナ禍においても、清川コレクションをはじめとした市が所蔵する美術品を紹介する企画展や文化ホールの舞台を市民の活動場所として貸し出す事業のほか、オンライン配信型のイベント・講座を実施するなど、市民が文化・芸術に親しむ機会を確保できるよう取組を継続しました。しかしながら、令和2年2月中旬以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントの中止・延期や施設の臨時休館・利用制限が相次ぎ、市民の文化活動にも大きな制約があったことは、アンケート結果に少なからず影響を与えたものと考えられます。

ただし、アンケートでは、文化活動をしていない理由として「きっかけがない」を挙げる人が、第1次基本方針策定時と変わらず最も多い状況でした。また、市が今後力を入れていくべき取組についても「子供への文化に関する教育の充実」「情報発信の充実」が引続き上位に挙げられています。文化を取りまく課題については短期的な解決が難しいものも多く、第1次基本

方針における取組だけでは十分な課題解決に至っていないことも伺えます。

第2次基本方針は、本市の文化を取りまく課題に対し、これまでの成果を活かしながら継続的に取り組むとともに、新たな市民ニーズに沿った施策の展開を目指します。



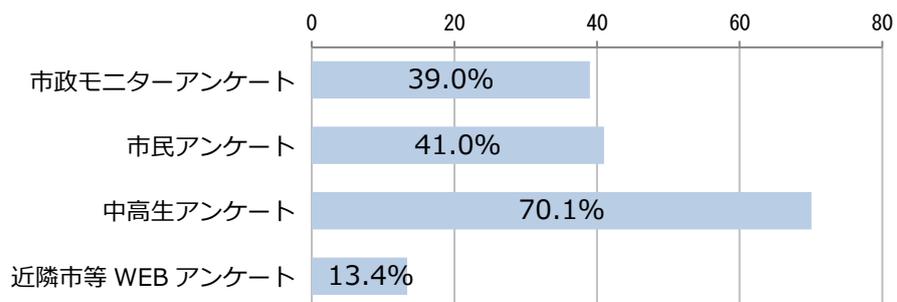
画像：バーチャル美術館 TOP ページ

図-4 【BUNBUN Funabashi.】創刊号



写真：取掛西貝塚における発掘調査の様子

船橋市を「文化が盛んなまち」だと思ふ市民の割合
(思う、やや思うの割合の合計)



※令和3年度に実施した各種アンケート結果より
アンケートの実施概要は18ページ、またアンケート結果の詳しい分析は資料編4に掲載

3. 文化を取り巻く社会背景の変化

文化芸術振興基本法の一部を改正（平成 29（2017）年 6 月）

文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）が制定されてから 16 年が経過し、少子高齢化・グローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきました。そのため文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを趣旨に、法改正が行われました。

改正の概要としては、法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携を基本理念に盛り込んでいます。また、基本的施策の内容を追加したほか、政府や地方公共団体における文化芸術推進基本計画の策定や文化芸術に関する推進体制の整備について規定しています。

また、令和 3 年 4 月までに、文化財保護法の一部改正が 2 回行われたほか、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成 30 年法律第 48 号）」「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）」などの制定、文化芸術推進基本計画の策定により、国の文化行政の基盤が整えられています。

文化芸術推進基本計画－文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる－（第 1 期）の策定（平成 30（2018）年 3 月）

新しい文化芸術基本法の下、「文化芸術の『多様な価値』、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展、及び創造に『活用・好循環させ』、『文化芸術立国』を実現することを目指す」ため、政府により平成 30 年に策定されました。

基本計画では、文化芸術の本質的価値を、豊かな人間性を涵養し創造力と感性を育むものであり、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものとしています。また、社会的・経済的価値を、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし人間相互の理解を促進するほか、質の高い経済活動を実現、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展へ貢献するもの、さらには、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものとしています。

そこで、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として①文化芸術の創造・発展・継承と教育、②創造的で活力ある社会、③心豊かで多様性のある社会、④地域の文化芸術を推進するプラットフォームの 4 つの目標を掲げ平成 30 年度からの 5 か年にて国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進めることとしています。

文化財保護法の一部を改正（平成30（2018）年6月、令和3（2021）年4月）

過疎化・少子高齢化などにより、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっており、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要になっています。そこで、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、文化財保護法の一部が改正されました。

平成30年6月には、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進するため、都道府県は域内の文化財の総合的な保存・活用に関する大綱、市町村は文化財保存活用地域計画を策定できることが規定されました。また、個別の文化財についても所有者・管理団体が保存活用計画を作成し国の認定を受けたり、所有者に代わり、文化財の保存活用を担う管理責任者の選任要件を拡大するなど、個々の文化財の確実な継承に向けた制度見直しが行われています。あわせて、地方文化財行政の推進力強化のため、条例により、文化財保護の事務を地方公共団体の長が担当できるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も一部改正しています。

また、令和3年4月の改正では、社会の変化に対応した文化財保護制度の充実を図るため、国の無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度と地方公共団体による文化財の登録制度が新設され、幅広く文化財の裾野を広げた保存・活用ができるようになりました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30（2018）年6月）

障害者基本法及び文化芸術基本法の理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、議員立法により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」が制定されました。

同法では、障害の有無にかかわらず、文化・芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進するとともに、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化すること、そして、地域での作品等の発表・交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを掲げています。そのための基本的施策を規定し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

あわせて、推進体制として文化庁・厚生労働省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置し、同法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」が策定されました。

新型コロナウイルスの世界的流行

令和2（2020）年1月に、世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言され、同年3月にパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明された、新型コロナウイルスは、我々の生活を一変させました。諸外国では、いわゆるロックダウンといわれる都市封鎖が行われ、国内でも緊急事態宣言が発出されるなど、人流の抑制や社会的距離の確保を中心に様々な制限が課されることとなりました。「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」といった基本的な感染対策のほか、密集・密接・密閉といったいわゆる「3密」の回避などが実践されました。また、テレワーク・時差出勤、オンライン会議なども推進され、「新しい生活様式」を意識した生活が浸透したとこ

ろです。感染状況は、一旦落ち着いた時期があったものの、令和4年初頭からは新たな変異株の流行もあり、未だ終息には至っておらず、コロナ禍の長期化による影響が大きくなることが懸念されています。

文化・芸術の分野でも各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設の休館などもあり、多大なる影響がありました。これは、芸術家等にとっては、公演・発表の機会を失うとともに収入源を絶たれることにつながるものです。また、人々にとっても、鑑賞機会や文化活動への参加機会がなくなり、心豊かな生活を送るうえで少なからず支障があるものと考えられます。一方、コロナ禍で文化・芸術が果たす役割が再認識されています。その中で、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信やVR技術などデジタル技術を活用した取組が急速に普及しました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催（令和3（2021）年）

東京2020大会は、新型コロナウイルスの影響により開催時期が1年延期されました。また、大会は、令和3年7月から9月にかけて観客数の制限等の感染症対策を行いながら実施されましたが、海外からの観客受入を断念するとともに、多くの競技会場が無観客開催となったほか、出場選手にはいわゆるバブル方式を採用するなど、関係者の行動も大きな制約を受けました。あわせて、国内で実施が予定されていた文化プログラムについても、新型コロナウイルス対策及び大会の簡素化等の見直しを行ったうえで実施されました。

東京2020大会及び文化プログラムの実施により期待された、多くの人の心を捉える魅力的な文化の創造及び国際的な交流を通じた我が国の文化の魅力の発信について、その効果は限定的となりましたが、パラリンピックなどを通じ、文化における共生のあり方がわかりやすく提示されました。

<文化に関する近年の動向>

時期	法律の制定等
平成13年2月	「文化芸術振興基本法」の制定
平成24年6月	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定
平成24年9月	「古典の日に関する法律」の制定
平成29年3月	「船橋市文化振興基本方針」の策定
平成29年6月	「文化芸術振興基本法」の一部を改正
平成30年3月	「文化芸術推進基本計画-文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる-（第1期）」の策定
平成30年6月	「文化財保護法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」の制定
平成30年12月	「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」の制定
令和2年1月～	新型コロナウイルスの世界的流行
令和2年5月	「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の策定
令和3年4月	「文化財保護法」の一部を改正
令和3年7月	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

4. 第2次基本方針の期間

第2次基本方針は、文化芸術基本法及び、国が策定した文化芸術推進基本計画と整合を図りながら推進するものです。また、第3次船橋市総合計画（計画期間：令和4年度～令和13年度）や船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－（令和元年度策定、計画期間：令和2年度～令和11年度）といった本市の総合的な施策についても反映させるものとなります。

そこで、第2次基本方針は、令和5年度からの第2次文化芸術推進基本計画の内容や、本市の上位計画の進捗状況も踏まえたうえで見直しができるよう、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を期間とします。

船橋市の計画等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第3次船橋市総合計画		令和4年度～令和13年度					
船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－		令和2年度～令和11年度					
		前期計画：令和2年度～令和6年度					
第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）		令和4年度～令和13年度					
		推進計画：令和4年度～令和8年度					
第2次船橋市文化振興基本方針		第2次基本方針策定					見直し

国の基本方針

文化芸術推進基本計画（第1期）	～令和4年度（5年間）						
-----------------	-------------	--	--	--	--	--	--